《しかしんプラス》商品説明書

1. 商品名	しかしんプラス
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たすご開業の歯科医師(個人)の方 ① ご契約時の年齢が満26歳以上65歳未満の方 ② 原則、2年以上のご開業後営業実績のある方 ③ 継続して安定した収入のある方 ④ 本契約の既契約がない方 ⑤ 当組合所定の融資基準を満たしている方 ⑥ 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方 ⑦ 当組合の組合員の方または、組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員となることができます。(組合員資格は、当組合定款第1章第6条(組合員たる資格)をご覧いただくか、当組合の各営業店にお問い合わせください。)
3. お使いみち	自由(ただし、事業性資金は除きます)
4. ご利用形態	当座貸越 普通預金口座へ当座貸越限度額を付与し、限度額まで自動融資となります。
5. ご利用限度額	50万円・100万円・200万円・300万円よりお選びください。 ※ただし、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。
6. ご返済方法	自由返済 当座貸越契約を付与した普通預金へ入金することによりご返済となります。
7. ご契約期間	1年(ご契約成立日から1年後の応答月の月末)とし、再審査させていただき自動更新となります。 ※再審査によっては、更新をお断りする場合がございます。 ※満70歳の誕生日以降の更新はできません。
8. 金利	固定金利型 極度額 金利(年) 最大優遇金利(年) 300万円 3.00% 2.00% 200万円 3.80% 2.80% 100万円 5.30% 4.30% 50万円 6.80% 5.80% ※お取引内容により金利優遇がございます。「9.金利優遇」をご参照ください。
9. 金利優遇	 ① 社会保険、国民健康保険どちらかの診療報酬のお振り込みの指定を、当組合にご指定の方、またはご指定いただける方は、金利を年利0.50%引き下げいたします。 ② 定期積金の契約がある方、またはご契約をいただける方は、金利を年利0.10%引き下げいたします。 ③ 定期預金の預け入れが100万円以上ある方、またはいただける方は、金利を年利0.10%引き下げいたします。 ④ NHK・ガス・電気・水道・電話の中で2種類以上口座振替契約がある方、または、ご契約いただける方は、金利を年利0.10%引き下げいたします。 ⑤ 当組合で住宅ローンのお借入がある方、または、お借入いただける方は、金利を年利0.10%引き下げいたします。 ⑥ 当組合のインターネットバンキングをご契約の方、またはご契約いただける方は、金利を年利0.10%引き下げいたします。

しかしんプラス

しがしんノノヘ	
10. 貸越利息支払方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。毎年3月と9月の決算日に貸越残高 に組み入れます。
11. 連帯保証人・担保	不要です。
12. 保証料	不要です。
13. 新規カード発行・ 更 新 手 数 料	不要です。
14. お借入方法	普通預金のキャッシュカードを利用して提携CD、ATMからご出金いただけます。
15. お申込時にご用意 いただくもの	・本人確認書類 以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。 ①運転免許証等の顔写真付きの公的証明書のうち1点 ②顔写真のない公的証明書(健康保険証・年金手帳等)の場合は、2種類の公的証明書計2点 ・所得証明書 確定申告書・決算書、源泉徴収票等前年度分 ※申込極度額50万円は不要ですが、申込極度額100万円以上は、所得証明書が必要となります。 ・普通預金通帳(お持ちの方)、普通預金届出印
16. 苦情処理措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室(総務課)にお申し出ください。 【お客様相談室(総務課)】 受付日:月曜日〜金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時〜午後5時電話:045-641-2904 所在地:〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp
17. 紛争解決措置	・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室(総務課)またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日~金曜日(祝日および協会の休業日は除く)受付時間:午前9時~午後5時電話:03-3567-2456 所在地:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。横浜弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716) ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

しかしんプラス

しかしんノノハ	
18. その他	・別途、印紙代として200円が必要(実費)となります。
	・お申込みに際しましては、当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に
	添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	・本説明書は、令和2年7月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来
	に渡って本説明書記載のとおりに維持する義務を負うものではありません。
	⊐ 15–28